

主な融資制度(日本政策金融公庫)

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)	

利率：1.4% (融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ)

※1 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

※2 国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち据置期間2年以内)です。

2 農林漁業者向け

資金名	資金の使い道(※1)	融資限度額	返済期間(据置期間)	利率(※2)
農林漁業施設資金(災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の80%又は300万円(特例600万円(※3))のいずれか低い額	15年以内(3年以内)	0.1%
農林漁業セーフティネット資金(災害)	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	【一般】600万円以内 【特認】(※4)年間経営費等の3/12以内	10年以内(3年以内)	0.1%

※1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。

※2 利率は平成28年9月1日現在のものです。金利情勢により変動します。

※3 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

※4 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額を引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

お問い合わせ先

久慈商工会議所 経営支援課 TEL: 0194-52-1000

日本政策金融公庫 八戸支店 TEL: 0178-22-6274